



## 会則抗議申し立て手続き

### 地区ガバナー/副地区ガバナー選挙抗議以外の会則関係苦情

ライオンズクラブ国際協会会則及び付則、或いは国際理事会によりその時々採択される方針や手順のいずれかの解釈、違反、適用に関連して生じる抗議、要求、苦情など、ここにまとめて「抗議」と呼ばれることは一切、国際会則又は国際付則、国際理事会方針、或いは国際理事会によりその時々採択されるすべての方針や手順のあらゆる規定の解釈、行使、もしくはそれらに基づく権利や義務の宣言を行うあらゆる訴訟手続きへの先行条件として、まず最初に下記の手順に従って提出され、決断を受けなければならない。別の規定の下に考察を受ける地区ガバナー選挙に関する抗議以外の抗議をこの手続きで提出するクラブはいかなるものも、この手順に従って、その各段階で定められた期限内に、提出しなければならない。さらにこの手順の各段階において、抗議者は、抗議の実施がクラブ又は地区キャビネットの全会員の過半数により採択されたものである旨を証明する、クラブ幹事もしくはキャビネット幹事の署名入り議事録を提出しなければならない。これをしなかった場合には、それ以上の抗議処理の扱いを受けないと共に、この抗議に関して、会則及び付則、国際理事会方針、国際理事会が時折採用するその他の方針又は手順に従って判決を受ける理由をすべて放棄したとみなされる。期限内に次の段階に抗議を提出しなかった場合には、その抗議及びそれに関連する事項はすべて終了し、それ以前の段階での裁定が拘束力を有する。

#### 抗議第 1 段階

協会内でグッドスタンディングのライオンズクラブ又は地区(単一、準及び複合)だけが、抗議を提出できる。その抗議は、抗議の理由となっている事件が起こったことを知ったか知っているべきであった時から 30 日以内に、クラブが所属する地区(単一又は準)に対して、文書にて提出しなければならない。文書によるこの抗議には、問題の内容と、それに対する措置を記述しなければならない。地区ガバナー又はその代理人はその後、抗議に対する措置が要求される相手で、ここに「返答者」と呼ばれる者に抗議書の写しを提供し、更に国際協会にも提供すると共に、返答者に和解を提案し、抗議書を受け取ってから 30 日以内に、その抗議を考察して調停を試みる。抗議者が和解の試みを拒否した場合には、その抗議及び抗議に関連したすべての事項は放棄されたとみなされる。地区は、全力を尽くして調停に努める。そのような調停が成功しなかった場合には、地区は調停不成功の現状を文書にして、抗議者、返答者、並びに国際協会に通知し、調停失敗通知書を抗議者及び国際協会に提供する。

抗議第 1 段階で提出される抗議申し立てには、各抗議者により手数料として地区に支払われる US\$250.00 もしくは該当通貨による相当額が、そのような抗議申し立てが提出される時点で地区ガバナー宛に納められていなければならない。抗議が調停中に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00 が事務手数料として地区に留保され、US\$75.00 が抗議者に返還され、US\$75.00 が「返答者」に支払われる(返答者が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする)。この手順で定められた期限内(正当な理由の下に期限が延長された場合を除く)に、抗議が抗議第 1 段階で和解に至らないか、又は撤回されなかった場合には、自動的に手数料の全額が事務手数料として地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。抗議第 1 段階に関連して発生する費用は、地区の既存の方針においてこの紛争処理手順に関連して発

国際理事会方針書第 15 章 M.1.項 (15-9 ページ)

2007 年 7 月 1 日改訂

1 / 5 ページ

生ずる費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて地区の負担となる。

## 抗議第 2 段階

抗議者は、この抗議を続けたい場合、地区から調停失敗通知書を受け取ってから 10 日以内に、クラブが所属する複合地区に抗議申し立てを提出しなければならない。この申し立てでは、抗議の理由となる事実、それに関わる事情、これに対して希望する措置を説明しなければならない。抗議者は抗議申し立てと共に、書類、その他の提出文書、抗議に関連するかこれを支持する宣誓供述書などすべてを提出する。抗議申し立てを受け取ってから 15 日以内に複合地区協議会議長又はその代理人は、抗議に対する措置が要求される相手である返答者に抗議申し立て及び添付書類の写しを提供し、更に国際協会にも提供する。返答者にはその後、45 日の期間が与えられ、その期間内に抗議申し立てに対する返答文を提出する機会が与えられる。返答者の返答は、抗議書に説明されている申し立ての事実に対する返答であり、宣誓供述書を含む関係書類の写しが添付され、妥当な場合には適当な措置を提案するものでなければならない。抗議申し立てに対する返答者の返答文を受け取ってから 45 日以内に、複合地区ガバナー協議会は、抗議申し立て及び返答を調査するため、少なくとも三人の中立メンバーからなる委員会を任命する。この委員会のメンバーはすべて元地区ガバナーであり、かつ紛争が生じている複合地区内の、紛争に関係しているクラブ以外のグッドスタンディング・クラブに所属するグッドスタンディングの現会員であると共に、紛争中の問題に関して公平かつ紛争のいかなる当事者に対しても忠誠心を持たない者とする。当該任命手続きが完了した時点で、この委員会のメンバーはこの手順に従って紛争を処理又は裁定を行うために適切かつ必要なすべての権限を有するものとする。この委員会は調査に当たって、抗議者、返答者、或いは抗議手続きに関係しない人から書類を要請したり、証人と面接したり、その他の調査手段をとることができる。委員会は、調査が完了してから 45 日以内に、抗議者及び返答者からの提出文書及び調査で集めた情報を考察する。その後、抗議申し立てを通して出た問題を解消するための複合地区の裁定を文書にて抗議者及び返答者に対して通知すると共に、写しを国際協会に提出する。裁定を記載する文書には、異議を唱える各委員会メンバーを正しく明記した上で、この委員会の全メンバーが署名しなければならない。この委員会の全メンバーによる裁定は、国際、複合地区、地区の会則及び付則ならびに国際理事会の方針で定められたすべての適用条項に合致していなければならず、国際理事会の権限に従うものとし、国際理事会又はその被任命者の独自の裁量により国際理事会による更なる審理の対象となる場合がある。

抗議第 2 段階で提出される抗議申し立てには、各抗議者により手数料として複合地区に支払われる US\$250.00 もしくは該当通貨による相当額が、そのような抗議が提出される時点で協議会議長宛に納められていなければならない。抗議が任命された委員会による最終裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$75.00 が抗議者に返還され、US\$75.00 が返答者に支払われる（返答者が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。任命された委員会が抗議を認め、その内容が支持された場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$150.00 が抗議者に返還される。任命された委員会が何らかの理由により抗議を認めなかった場合には、US\$100.00 が事務手数料として複合地区に留保され、US\$150.00 が返答者に支払われる（返答者が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議がこの手順で定められた期限内に和解、撤回、支持、あるいは却下されなかった場合（正当な理由の下に期限が延長された場合を除く）には、自動的に手数

国際理事会方針書第 15 章 M.1.項 (15-9 ページ)

2007 年 7 月 1 日改訂

2 / 5 ページ

料の全額が事務手数料として複合地区に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。抗議第 2 段階に関連して発生する費用は、複合地区の既存の方針においてこの紛争処理手順に関連して発生する費用はすべて紛争当事者間で均等に支払わなければならないと定められている場合を除き、すべて複合地区の負担となる。

### 抗議第 3 段階

抗議者又は返答者のいずれかが複合地区の裁定に満足しなかった場合には、複合地区の裁定を受け取ってから 30 日以内に、問題の内容と希望する措置を説明して、国際協会に上訴する。措置要請の対象となる者と国際協会に、上訴通知書の写しを提供する。

抗議第 3 段階で提出される抗議又は上訴の申し立てには、各抗議者により手数料として国際協会に支払われる US\$250.00 もしくは該当通貨による相当額が、そのような抗議申し立てが提出される時点で法律部宛に納められていなければならない。抗議又は上訴が、抗議第 3 又は第 4 段階におけるいかなる通知、会議もしくは裁定を前に和解に至るか、もしくは撤回された場合には、US\$100.00 が事務手数料として国際協会に留保され、US\$75.00 が抗議者に返還され、US\$75.00 が返答者に支払われる（返答者が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。抗議又は上訴が、抗議第 3 又は第 4 段階におけるいかなる通知、会議もしくは裁定を前に和解に至らないか、又は撤回されなかった場合には、自動的に手数料の全額が事務手数料として国際協会に留保され、その他の当事者には返還されないものとする。

この上訴は、下記の規定に従って処理される。

- a. 国際協会は上訴通知書を受け取ってから 30 日以内に、抗議者と返答者との間での実情調査会議を開く手配をする。この会議を行うのは、国際協会の事務総長又は事務総長が指定するその他の国際協会職員である。返答者が事務総長の場合には、上訴通知書を国際協会の執行役員の一に提出し、その役員が、実情調査会議を行う。会議では、事務総長又はその代理人が、出来るかぎり、上訴通知書で取り上げられている問題解消に努める。その後 15 日以内に、事務総長又はその代理人が、上訴通知書で取り上げられている問題を、抗議者又は返答者が満足するように解消させられなかった場合には、抗議者、返答者、並びに国際協会には、上訴解消失敗通知が提供される。
- b. 抗議者或いは返答者は、上訴解消失敗通知を受け取ってから 30 日以内に、国際理事会が考察及び調停委員会を通してこの問題を考察し、裁定を下すよう、文書にて要請する。
- c. **複合地区会則抗議申し立て**

協会内でグッドスタンディングの複合地区は、抗議を申し立てることができる。その抗議は、抗議の根拠となっている事件が発生したことについて抗議者が知っていたか、知っているべきであった時から 30 日以内に、国際理事会に対して文書にて提出されなければならない。文書によるこの抗議には、問題の内容と、それに対して要請する措置が記述されていなければならない。複合地区は、考察及

び調停委員会を通して問題を考察し裁定を下すよう、国際理事会に対して文書にて要請するべきである。

## **考察及び調停委員会設立**

考察及び調停委員会は、国際理事会の会則及び付則委員会である。同委員会の意見で、調停のためには特別な専門知識を備える会員が必要であるという場合、上訴解消失敗通知を受け取ってから 45 日以内に、ライオンズクラブのグッドスタンディングの会員を最高二人まで、この委員会に加えることができる。考察及び調停委員会メンバーは、委員会の機能を統制する委員長を選ぶ。この機能とは、審議事項を定め、会議の日程を組み、秩序を保ち、勧告事項を考案し、委員会メンバーに任務を割り当て、手続きに関する問題を処理し、示談の案を説明し、証人の適性及び人数を決め、抗議者又は返答者が懸念するその他の事項を取り上げることである。

## **考察及び調停委員会の日程**

考察及び調停委員会が設けられてから 30 日以内に、考察及び調停委員会は、(a) 考察及び調停委員会が会議を開く日時及び場所、(B) 五人の委員会メンバーの氏名及び役職、(c) 抗議者及び返答者が会議でそれぞれの立場を申し立てる機会、即ち(1) 自分が経費を負担して弁護士を立てる機会、(2) 会議の前に文書及び情報を閲覧する機会、(3) 証拠として文書を提出する機会、(4) 証人に口頭で証言してもらう機会、(5) 会議において口頭で自分の立場を弁論する機会、(6) 考察及び調停委員会々議の前及び終了時に文書による弁論を提出する機会、(7) 相手側からの文書による弁論に対する返答の弁論を文書で提出する機会について、抗議者、返答者、並びに国際協会に通知する。

## **考察及び調停委員会の機能及び権限**

考察及び調停委員会は、上訴通知に関する事実と事情を考察し、その判断に従って、独自の証人を呼び出し、文書や情報を要請することができる。

## **考察及び調停委員会の裁定**

考察及び調停委員会々議が終了し、抗議者及び返答者からの文書による弁論をすべて受領してから 60 日以内に、考察及び調停委員会は、考察及び調停委員会の文書による裁定を下す。考察及び調停委員会は、複合地区の裁定を是認、破棄、或いは改変したり、どのような措置が妥当であるか説明したり、損害に対する補償又はその他の償いが妥当であるか定めることができるし、更に、抗議者、複合地区の裁定、或いは上訴を訴追又は弁護するために相手方にかかった妥当な額の弁護士料及び経費を、抗議者又は返答者が支払うべきか決めることができる。考察及び調停委員会の裁定は、上訴通知書で取り上げられている問題を越えてはならない。考察及び調停委員会の裁定の写しは、抗議者、返答者、並びに国際協会に提供される。

## **抗議第 4 段階**

国際理事会方針書第 15 章 M.1.項 (15-9 ページ)

2007 年 7 月 1 日改訂

4 / 5 ページ

抗議者又は返答者のいずれかが、考察及び調停委員会の裁定に満足しなかった場合その者は、この裁定を受け取ってから 30 日以内に、考察及び調停委員会の裁定を考察するよう国際協会の国際理事会に要請する考察要請書を国際協会に提出する。その後 45 日以内に抗議者及び返答者は、文書による追加の弁論その他の書類があれば、その写しを同時に 45 部作成し、国際協会理事会に提出する。考察の要請が、次回の国際協会理事会定例会議開催日の 30 日前に受領されることを条件に、同理事会はその後、考察及び調停委員会の裁定並びに、抗議者又は返答者から提出された文書による追加の弁論その他の書類を考察し、会議後 60 日以内に国際理事会の裁定を下す。上記要請が次回定例会議の 30 日前までに受領されなかった場合には、国際理事会は、その次の会議でこの件を審議する権利を保有する。

国際理事会の裁定は最終的なもので、抗議者及び返答者に対して拘束力を持つものとする。

## その他の規定

- (1) 国際理事会は、正当な理由があれば抗議の 1 段階又は数段階を省くなど、手続きを速める権利を保有する。この手順の定める上記の抗議段階のいずれかで認められた抗議又は上訴の期限内であれば、抗議者又は返答者は、国際協会の法律部に対し抗議の 1 段階又は数段階の省略に対する承認を文書にて求めることができるが、これは国際理事会の会則及び付則委員会委員長が独自の裁量においてそのような要請の根拠となるすべての理由を検討し、その旨を決定した場合に限る。
- (2) 特定の抗議段階で裁定を下す任務を課された者は、正当な理由があれば、この手続きで定められている期限を短縮したり、延期することができる。
- (3) 考察及び調停委員会メンバーには、国際協会の監査規定に従って、考察及び調停委員会の仕事に従事して掛かった妥当な経費が支払われる。
- (4) 抗議者及び返答者は、抗議の過程にある間、行政上又は法律上の処分を追求してはならない。
- (5) 各当事者には、相手が提出した書類を考察し、追加の書類を提出するための妥当な機会が、考察及び調停委員会々議の前に与えられる。証拠として提出される書類はすべて、考察及び調停委員会々議の少なくとも 10 日前に、同委員会に提出されなければならない。
- (6) 抗議者又は返答者は、抗議のどの段階でも、弁護士を立てることができる。